

## 特定ラジオマイク・エリア放送以外の ホワイトスペース利用システムの運用調整に関する検討ポイントについて

### 【1】その他ホワイトスペース利用システムに必要な運用調整・対応について

その他ホワイトスペース(WS)利用システムについて、必要とされる運用調整・対応は、基本的に  
特定ラジオマイクと当該WS利用システムとの運用調整  
特定ラジオマイク以外のWS利用システム間の運用調整  
地デジに対する受信障害等発生時の連絡対応  
となると考えられる。

(注)基本的に はエリア放送に必要とされる運用調整・対応と同様。

は、特定ラジオマイク以外に干渉可能性のあるWS利用システムが存在する場合において発生する運用調整  
(なお、エリア放送においても、運用調整を前提に共用するエリア放送その他同位WS利用システムがある場合は、 の運用調整が発生する。)



- ・、 については、運用調整協議会(仮称)を活用することで対応可能ではないか。
- ・については、運用調整協議会(仮称)に必要な情報<sup>1</sup>が集約されることから、運用調整協議会(仮称)における既存の運用調整のための情報管理・提供(運用調整が必要かどうかの判断)機能を活用して実施することが可能ではないか<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 特定ラジオマイク以外のWS利用システムの免許情報及び実運用情報(なお、運用タイプ等によっては免許情報 = 実運用情報となる場合がある。)

<sup>2</sup> ただし、については、特定ラジオマイクのように、特定のWS利用システム間において、 の運用調整事務が多く発生する場合であって、当該WS利用システムにおいて免許人団体が組成されるような場合は、この部分の運用調整事務について当該免許人団体が実施することも考え得る。

## 【2】その他WS利用システムの運用調整体制の構築方法について

その他WS利用システムが実用化した際には、既に「運用調整協議会(仮称)」が設立されていることを踏まえ、以下のような形で運用調整等(前ページ ~ )を行う体制を構築することが基本的に想定されるのではないかと。

パターン1 その他WS利用システム免許人が、運用調整協議会(仮称)に個別に参加  
・運用調整協議会(仮称)の機能を活用することにより、前ページ ~ を実施。

パターン2 その他WS利用システム免許人が免許人団体を組成し、団体として運用調整協議会(仮称)に参加

・運用調整協議会(仮称)の機能を活用することにより、前ページ ~ を実施。  
・ は、(1)運用調整協議会(仮称)の機能を活用することにより実施する方式、(2)当該WS利用システム内の運用調整は、当該免許人団体で実施する方式(特定ラジオマイク免許人団体方式)が考え得る。

なお、 の「その他WS利用システム免許人と同位WS利用システムとの間の運用調整」を、運用調整協議会(仮称)が実施するまでの間、暫定的に干渉可能性のあるWS免許人間で個別調整することもあり得る。

### [3]同位ホワイトスペース利用システム間における、運用調整に関する協議・取決め、実際の運用調整について

混信時の優先関係等に関して周波数割当計画や免許条件に規定のない同位ホワイトスペース利用システム間において、運用調整に関する協議や取決め、実際の運用調整に関して、例えば、周波数の有効利用、運用の継続性の確保、円滑な運用調整(調整不調等のトラブル防止)の観点から、留意しておくべき事項はあるか。

#### (検討のポイント)

- ・ 周波数共用や運用調整が可能にもかかわらず、周波数共用の拒否や運用調整の拒絶が行われるのは、周波数有効利用の観点から好ましくない。
- ・ 他方、免許局として運用しているWS利用システム既存局の運用の継続が、同位の新規WS利用システム免許局の参入により直ちに困難となるのも、好ましくない。
- ・ また、既存局との間での運用調整のルール・協定等が未調整のまま新規局が免許を得て運用が開始されれば、実運用時に運用調整が不調となった場合に、解決が困難となる可能性がある。



同位WS利用システム間では、円滑な運用調整のため、新規局が免許申請(又は既存局の免許変更申請)を行う際に、干渉可能性がある他の無線局との間で、運用調整に係る個別の(追加)運用調整協定の締結が必要となる場合も想定される。

こうした協定については、次のことに留意することが適切ではないか。

既存局の運用の継続への配慮が必要(例えば、同位WS利用システムの新規参入により、既存免許局の運用の継続が不可能となるのは適切ではないのではないか。)

周波数有効利用の観点から見て不適當な、周波数共用拒否・運用調整拒否が行われないようにする必要(例えば、既存WS利用システムは、新規WS利用システムの参入希望に対して、一般的には、運用調整が可能な限り、周波数共用に係る協定締結の協議及び運用調整に、誠実に応じるべきではないか。)

#### 【4】 その他

##### 災害向け通信システム

平成24年度まで技術試験事務を総務省において実施。その後、平成25年度目途で実用化。



- ・運用調整体制の構築方法について、平成25年度目途の実用化までに、災害向け通信システムの免許人として想定される者、及び運用調整協議会(仮称)において、引き続き検討する必要があるのではないか。

可搬型システムとして、基本的には、訓練時及び災害発生時において一時的に利用される。



- ・干渉可能性があるWS利用システムとの間の運用調整手順・ルールについて、訓練時、災害発生時それぞれのケースごとに、ある程度定型的な「ひな型」を整備することについて、免許人として想定される者において、実用化に先立ち検討してはどうか。

## 【4】 その他

### WSデータベースを活用したWS利用システム

必要な技術的検討を経た上で、将来的に、WSデータベース等を活用したWS利用システムについても実用化に向けた検討がなされる可能性がある。



- ・WSデータベースとの連携可能なシステム間では、当該データベースを活用することにより、円滑な運用調整に資する可能性がある。
- ・他方、こうしたデータベースとの連携を前提としていない既存のWS利用システムとの運用調整の方式としては、例えば次のような方式が考えられるのではないかと。
  - ア 既存のWS利用システムとの間の運用調整は、引き続き手動的な運用調整により行う。
  - イ 既存のWS利用システムが、免許情報・実運用情報等をこれらWSデータベースに入力・共有する等により、既存WS利用システムとの間でもWSデータベースを活用して運用調整を実施する。
- ・既存WS利用システムとの間の運用調整方式については、WSデータベースの内容や活用の在り方を含めたWS利用システムの技術的検討結果、運用調整協議会(仮称)における既存WSシステム運用調整の方法等も踏まえた上で、今後引き続き検討していく必要があるのではないかと。